|  |
| --- |
| №23-55　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2024（令和6）年3月18日  ***全保協ニュース***  **ホームページで、**  **こども家庭庁による**  **「こども誰でも通園制度（仮称）」説明会 動画を公開中！**  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 令和６年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その７）が発出される（こども家庭庁、文部科学省） 1

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　令和６年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その７）が発出される（こども家庭庁、文部科学省）**

令和6年3月18日にこども家庭庁と文部科学省の連名で表記事務連絡が発出されました。これは、令和6年能登半島地震の発災以降に発出されている事務連絡について追加事項を周知するものです。

今回の事務連絡では、オールこども石川（全保協ニュースNo.23-45既報）において、令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災した児童を受け入れている全国の保育所（保育所、地域型保育事業所、認定こども園（全類型）および幼稚園）に対し、被災児童（家庭）に対する支援金、物品購入（着替え、食器等）に関する補助を行うことが記されています。

上記補助については、各市区町村において、受け入れ施設に対する案内と申し込みの取りまとめが実施される予定です。申し込みについては、補助を希望する受け入れ施設から各市区町村へ別添1の申込様式を提出し、各市町村において当該受け入れ施設で被災児童を受け入れていることを確認のうえ、各市区町村からオールこども石川へ提出がされます。その後、提出を受けたオールこども石川において、受け入れ施設と直接調整の上、順次支援金を振り込むとされています。

　詳細については、別添PDF、エクセルデータをご覧ください。